

## 芳賀赤十字病院勤務医負担軽減検討部会規程

### (設置)

第1条 芳賀赤十字病院委員会規程第4条の規程に基づき、芳賀赤十字病院衛生委員会に芳賀赤十字病院勤務医負担軽減検討部会を設置する。

### (審議事項)

第2条 部会においては、次の事項を調査・審議・実行する。

- (1) 医師の負担軽減・処遇改善等の計画の作成、実施に関すること。
- (2) 医師の負担軽減・処遇改善等の計画の周知徹底に関すること。
- (3) その他医師の負担軽減等に必要なこと。

### (組織)

第3条 部会に部会長1名、副部会長1名、部会員若干名をもって組織する。

### (部会長)

第4条 部会長は院長が指名する。

### (開催)

第5条 部会は部会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、総務課において処理する。

### 附則

本規程は平成26年4月1日から施行する。